⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、大分県内の本路線を管理する大分県が平成19年８月に、大分県環境影響評価条例等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年３月及び平成27年12月に、同法等に準じて任意で環境影響調査の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツマグロキチョウ及びオヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメタデ、ミズマツバ、キンラン等その他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者はモニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工を行う等の保全措置を講ずることとしている。ミズマツバについては、一部の生育地が消失することから、専門家の指導助言を受け、移植による保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が７箇所存在するが、このうち４箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る３箇所についても大分県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、大分県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成するとともに、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）、南側ルート案及び北側ルート案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件数が最も少なく、自然公園法（昭和32年法律第161号）による国定公園として定められている耶馬日田英彦山国定公園等の通過箇所が最も少ないこと、構造物延長が最も短く、また、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、大分県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は、これまで自然災害による通行止めが行われているなど、現道の機能を補完・代替する措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、中津市長を会長とする中津日田間地域高規格道路促進期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　大分県中津市役所

○国土交通省告示第五百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県気仙沼市松崎高谷、松崎中瀬、松崎片浜、松崎浦田、松崎北沢、赤岩港、川口町二丁目、朝日町、小々汐、大浦、浪板、大峠山、東八幡前及び唐桑町只越地内

宮城県気仙沼市松崎北沢地先河川敷地

宮城県気仙沼市朝日町地先海浜地

宮城県気仙沼市大峠山地先国有林及び東八幡前地先国有林

２　使用の部分　宮城県気仙沼市松崎高谷、松崎中瀬、松崎片浜、松崎浦田、松崎北沢、赤岩港、川口町二丁目、朝日町、小々汐、大浦、浪板、大峠山、東八幡前及び唐桑町只越地内

宮城県気仙沼市松崎北沢地先河川敷地

宮城県気仙沼市朝日町地先海浜地

宮城県気仙沼市大峠山地先国有林及び東八幡前地先国有林

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県気仙沼市松崎高谷地内の気仙沼インターチェンジ（仮称）から同市唐桑町只越地内の唐桑南インターチェンジ（仮称）までの延長8.5㎞の区間（以下